

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—平成 30 年 夏号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 最低賃金

中央最低賃金審議会において**全国平均で26円増**  
(3%増)の目安をまとめた。**東京などの大都市部は**  
**27円増の985円**。都道府県ごと引上げ額が決まり、秋  
以降に改定。「朝日新聞7月25日より」

## 働き方改革関連法案

「働き方改革関連法案」が6月29日に**参議院で可決**  
**成立**しました。「働き方改革関連法案」は労働基準  
法、労働安全衛生法など、計8本からなる法律の改正  
案を一つにまとめた総称です。法案の要点を下記3  
項目についてご説明します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000308289.pdf>

### ①時間外労働の上限規制

長時間労働の是正のため、時間外労働の上限規制  
が導入され、上限について月45時間、年360時間を原  
則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720  
時間、単月100時間(休日労働含む)、2～6ヶ月平均  
月80時間(休日労働含む)が限度と設定されました。  
時間外労働の上限規制は**大企業で2019年4月、中小**  
**企業で2020年4月から施行**されます。

### ②高度プロフェッショナル制度

多様で柔軟な働き方の実現のため、「高度プロフェ  
ッショナル制度」が創設され、職務の範囲が明確で少  
なくとも1,000万円以上の年収を有する労働者が、高  
度専門業務に従事する場合に、年間104日の休日を確  
実に取得させること等の**健康確保措置を講じること、**  
**本人の同意等を要件**として、労働時間、休日、深夜の

割増賃金等の規定を適用除外としました。

### ③公正な待遇の確保

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正を図るものとされ、待遇差解消のための規定の整備と、労働者に対する**待遇差の内容・理由等に関する説明義務が強化**されました。

## 無期転換制度の認知状況

日本労働組合総連合会(連合)の「有期契約労働者に関する調査2018」によると、有期労働契約が反復更新され通算5年を超えたときに、**労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約に転換できる制度(無期転換制度)**の対象者のうち、無期転換を申込んだ有期契約労働者は、4人に1人とどまっています。制度の内容を知らない有期契約労働者が依然として68%、制度に対する意識として「待遇が正社員と同等になるわけではないから意味が無い」という否定的な考えを持っている人が約6割となっています。



弊所は**8月13日(月)～16日(木)**夏季休業とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。